

遺伝毒性試験対象物質の絞り込みの方針（第1回WG後修正版）

遺伝毒性情報により、遺伝毒性「あり」と判断されるがその強さの程度が判断できない物質及び遺伝毒性が判断不可な物質について、国の委託事業により遺伝毒性試験（細菌突然復帰変異試験）を行う。

その際、試験対象物質は次の 1 及び 2 の観点から優先順位付けを行うこととする。

また、構造活性相関の予測結果により試験実施の優先順位が高いとされた物質については、次の 2 によりさらに優先順位付けを行うこととする。

1 遺伝毒性の観点からの優先順位付け

遺伝毒性の観点からの優先順位付けは次のとおりとする。

- （１）細菌突然復帰変異試験で陽性の物質
- （２）その他の *in vitro* 遺伝毒性試験で陽性の物質
- （３）遺伝毒性が判断不可な物質

2 労働者ばく露の観点からの絞り込み

上記 1 で優先順位付けをした後、さらに労働者ばく露の観点から優先順位付けを行うこととし、次の（１）～（３）を総合的に判断する。

（１）国内の製造・輸入量

量が多い物質を優先。

（２）用途

幅広い用途で利用される物質や、開放系での利用が予想される物質を優先。

（３）物理化学的性質

常温で気体、液体、粉状の物質を優先。

特に液体については、蒸気圧の高い物質を優先。